

施設の利用にあたっての注意事項及び順守事項

○ 社会体育施設

- ① ナイター等照明設備を利用した場合の使用料は必ず納付期限までに納付してください。
- ② 体育館等は、土足厳禁です。
- ③ 社会体育施設における飲食・喫煙は指定の場所となります。
- ④ 使用中にゴミが出た場合は、使用者各自の責任により持ち帰りください。
- ⑤ 使用後は、利用時間内に必ず施設の清掃・片付けを行ってください。
- ⑥ 施設を使用した際は、必ず日誌に利用状況の記入してください。
- ⑦ 使用に伴い、万一施設内のガラスや備品等を破損した場合は、速やかに管理人もしくは社会体育係に報告してください。状況を確認後、原状回復していただく場合があります。

○ 学校開放施設

- ① 施設の鍵の取り扱いについては、使用者が直接鍵保管者に借り使用後は返却してください。
- ② 体育館等は、土足厳禁です。
- ③ 町内学校敷地内は原則として飲食、喫煙は禁止となっておりますので、学校開放施設を使用するすべての方は厳守してください。なお、水分補給などのドリンク等は対象外となります。
- ④ 学校開放施設を使用した後は、戸締り・消灯確認を必ず行ってください。
- ⑤ 使用中にゴミが出た場合は、使用者各自の責任により持ち帰りください。
- ⑥ 使用後は、利用時間内に必ず施設の清掃・片付けを行ってください。
- ⑦ 施設を使用した際は、必ず日誌に利用状況の記入してください。
- ⑧ 使用に伴い、万一施設内のガラスや備品等を破損した場合は、速やかに管理人もしくは社会体育係に報告してください。状況を確認後は、原状回復していただく場合があります。

※これらの事項を順守できず注意しても改善が見受けられない使用者については、今後の使用をご遠慮いただく場合があります。